

令和7年度 久留米市6次産業化等チャレンジ支援事業補助金 募集要項

1. 補助制度の目的

久留米産農林水産物を活用し、6次産業化（農林水産物の生産から加工、販売までの一連の経済活動）を行う農林漁業者又は農林漁業団体及び食品関連企業等に対し、農林水産加工品の開発や販路拡大を支援し、付加価値の高い農業への取り組みを促進することによって、販売力の強化と地域経済の活性化を目指します。

2. 補助対象となる事業

農林漁業者又は農林漁業団体及び食品関連企業等が行う、久留米産農林水産物を活用した農林水産加工品の開発及び販路拡大を目指す事業を対象とします。

3. 補助の対象者

- (1) 市内に在住する農林漁業者
- (2) 市内に在住する農林漁業者が主たる構成員である団体
- (3) 市内に事業区域を有する農林漁業団体
- (4) 市内に事業所または製造拠点を有し、市内の農林漁業者等と連携して事業に取り組む食料品製造業者及び農林水産品加工業者
- (5) 市内高等学校及び県内高等教育機関

4. 補助の内容

(1) 支援の種類：

	補助の種類	採択件数	補助金上限	補助対象経費
①	商品開発支援 販路拡大支援 商品改良支援事業	各2件 程度	最大50万円、 1/2補助以内	商品開発、販路拡大、商品改良にかかる経費 賃金・報償費、旅費、通信運搬費、原材料費、 消耗品費、委託費、使用料及び賃借料、備品購 入費、工事費など
②	コンサルティング 支援	3件 程度	最大30万円、 1/2補助以内	コンサルティングにかかる経費 報償費、委託費など

(2) 補助対象の期限：令和8年3月31日までに事業を完了すること。

(3) 補助金の支払い：事業完了後となります。

(4) 補助の対象とならない経費：

- ①土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
- ②既存設備・機械の使用料、公租公課等
- ③食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ④他の用途と併用となっている旅費
- ⑤他の用途と切り分けできない工事費

5. 提出書類

- (1) 久留米市6次産業化等チャレンジ支援事業提案書【第1号様式】
- (2) 実施計画書【第2号様式】
- (3) 経営の概要等【第2号様式②】
- (4) 収支計画書【第3号様式の1、2】 ※応募する支援のものを記載すること
- (5) 役員名簿（団体の場合、市の様式使用）
- (6) 登記事項証明書の写し（法人）

6. 募集受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年12月26日（金）（土・日・祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

※補助金の総額が予算額を超えた場合は、その時点で受付を終了します。

※補助事業は、令和8年3月31日までに完了する必要があります。

7. 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

○持参の場合…久留米市農政部農業の魅力促進課へお持ちください。

○郵便の場合…「10. 申請手続き・お問合せ」宛に、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で郵送すること。（消印有効）

8. 支援対象事業の決定

専門家を交えた相談会を経たうえで、書類審査を行い、交付決定します。

相談会の日程等は、改めて連絡いたします。

9. その他

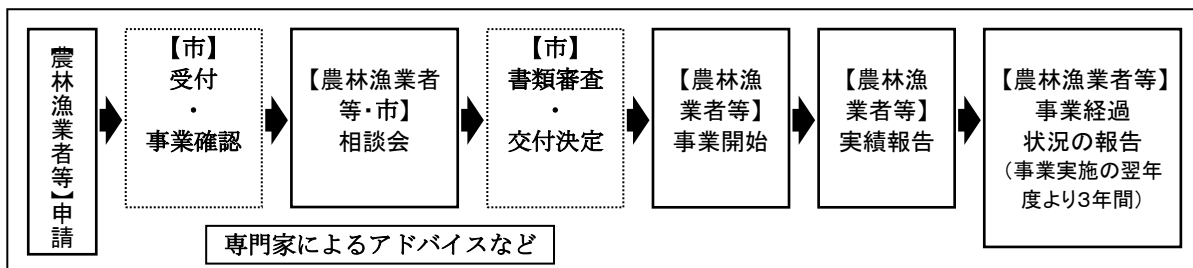
補助対象事業が完了した年度の翌年度から3年間、年度末に事業経過状況報告書の提出いただきます。

10. 申請手続き・お問合せ

久留米市農政部農業の魅力促進課（6次産業化推進事業担当）

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 TEL：0942-30-9165 / FAX：0942-30-9717

【久留米市6次産業化等チャレンジ支援事業の基本的な流れ】



※ 農家民泊支援、農家レストラン整備支援もあります。お電話にて、お問合せ下さい。